

2021 年 10 月 15 日

東京高等裁判所御中

住所： 山梨県北杜市

氏名： 中村ひで子

## **陳述書          非戦をつらぬきたい**

### **1) なぜ控訴原告になったか**

わたしは 2017 年、12 月 19 日甲府地方裁判所で行われた第 1 回口頭弁論で原告の一人として陳述しました。

特に陳述の中で強調したかったことは、非戦の憲法 9 条が集団的自衛権行使を容認した新安保法によってくだかれ、戦争する国づくりが促進される恐れでした。このままでは子や孫の世代に平和を享受できる日本を遺していけるのかとても不安でした。すなわち私たちの生存権が脅かされる恐怖と不安から司法に訴えたのです。

ところが、今年 3 月 30 日出された判決は、原告の訴えを棄却するというものでした。10 回に及ぶ口頭弁論で 38 人の原告の陳述を裁判所はどう聞いたので

しょうか。法廷で被告・国側の弁論は書面のみ、審議らしい審議もなくたった 26 ページの判決文でわたしたちの思いを切り捨てました。

判決文を精読すればするほど、棄却の理由に納得できず 136 名の控訴原告のひとりになりました。

わたしは原告団事務局長として、全国で起こされている類似の裁判の状況を知りたいと思い、群馬、横浜、東京の裁判を傍聴する機会にもめぐまれ、わたしたちの裁判の意義をより深く学んできました。

## 2) 判決文への反論

「当審における口頭弁論終結時において、我が国が他国からの武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的に見て、原告らの生命、身体やその精神活動の自由や安全が、現に侵害され、あるいは侵害される具体的な恐れが生じているとは認めがたい。」これは甲府地裁の判決文 22 ページに記載されている文章の一部です。

しかし、新安保法が施行（2016 年 3 月 29 日）されてから、ことに 2017 年から 2018 年にかけて日米の共同訓練が日本海で頻繁に行われた結果、それ以前は

米国と韓国であったものが、今度は日本が北朝鮮の武力攻撃の対象にされてしまいました。その具体的、客観的資料が小西洋之氏の意見書によって明確に示されています。実際、わたしが住む北杜市でもJアラートが発出されたことがあり、恐怖にかられました。

従ってわたしが感じた不安や恐怖は具体性がないと退けられる性格のものでは決してありません。

さらに、判決文は憲法判断の必要性はないと述べています。明らかに新安保法が違憲であると憲法学者の9割以上が明言しているにもかかわらず。2019年6月13日、前橋地裁にて元内閣法制局長官・宮崎礼壹氏の証言を聞きました。集団的自衛権は憲法を変えない限り行使できないとする1972年からの政府解釈を丁寧に説明しました。

このように矛盾に満ちた法律を作り、軍事力を増大させてきた実態にありながら、司法が違憲訴訟を切り捨てることがあっていいのでしょうか。実際に日本が戦争に巻き込まれ、被害が出なければ裁判に訴える正当性がないとでもいうのでしょうか。

### 3) 憲法9条の真価

今年 8 月末米軍がアフガンから徹底し、タリバンが政権につきました。20 年続いた戦争に自衛隊を派遣しなかった日本は、敵国米国と同一視されずに済んだことは憲法 9 条故だとジャーナリスト西谷文和さんも、証拠として東京高裁へ提出した DVD で証言しています。

日本国憲法は非戦の誓いを謳っています。ことに 9 条は、他国の人々から尊敬の念を抱かれていることをわたしたちは知るようになりました。山梨県の原告は、地裁で 180 名、また全国での類似の訴訟では 7000 名を超えています。わたしたち原告一人ひとりにはそれぞれに固有の体験や思いがあって違憲訴訟に参加しています。しかし底流にあるものは、自衛隊の若者が紛争地で殺し、殺される状況を決してつくりたくない、憲法 9 条をいかしていく決意です。

東京高裁におかれましては、原告のこうした思いを真摯に受け留め、公正な判断をしていただきたいと最後にお願ひ申し上げます。